

長野県高圧ガス協会

総会資料

開催日：令和6年5月21日（火）

場 所：ホテルメトロポリタン長野

長野県高圧ガス協会 総会次第

(1) 昼食会 12:00～12:40

(2) 総会 12:40～13:50

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 事

組織状況	会員状況・新任者紹介について
第1号議案	令和5年度事業報告及び収支決算書について
第2号議案	会費徴収基準について
第3号議案	令和6年度事業計画（案）及び収支予算書（案）について
第4号議案	役員選任について
第5号議案	令和5年度事業報告及び収支決算書について (関東高圧ガス容器管理委員会長野県支部)

5 議長退任

6 報告事項

7 来賓祝辞

8 情報提供

(1) 労働安全衛生法関連の新たな化学物質規制対応について

岡谷酸素株式会社

技術部 部長 間宮 弘幸 様

(2) 特定家畜伝染病防疫体制について

長野県 農政部 園芸畜産課 防疫・衛生係

担当係長 西村 悠美子 様

9 閉 会

(3) 事後の予定

長野県一般高圧ガス保安協会 理事会 14:00より「浅間-C(3F)」にて

長野県一般高圧ガス保安協会 総 会 15:00より「浅間-B(3F)」にて

懇親会 16:00より「ウラノス(12F)」にて

組織状況

(1) 会員状況

新規会員	なし
退会会員	なし
会員数	21社36事業所（令和6年4月1日現在）

※最終ページに会員名簿がございます。

事業所名・代表者等不手際がございましたら、連絡をお願いいたします。

(第1号議案)

令和5年度事業報告について

(1) 会議、関係団体

令和5年4月7日 長野県高圧ガス協会理事会（松本市、ホテルモンターニュ松本）

令和5年5月17日 長野県高圧ガス協会総会（長野市、ホテルメトロポリタン長野）

令和5年6月8日 第80回全溶連大会2023九州（福岡、ホテル日航福岡）

令和5年9月21日 全溶連第1回評議委員会（東京、東京グランドホテル）

令和5年11月15日 第41回長野県高圧ガス産業大会（長野市、ホテルメトロポリタン長野）

令和6年2月16日 全溶連第2回評議委員会（大阪、新大阪ワシントンホテルプラザ）

随時

長野県高圧ガス団体協議会

総会、団体長会議、事務局長会議（長野市）

長野県 産業労働部 産業技術課

高圧ガス関連全般の他、高圧ガス運送車両に対する点検指導、
高圧ガス消費者保安講習会の後援及び講師等

長野県 農政部 園芸畜産課

特定家畜伝染病防疫体制連絡会議（4/21、12/4オンライン会議）、
特定家畜伝染病発生時の資材調達に係る打ち合わせ（7/21長野県庁）

(2) 保安事業

令和5年10月24日 消費者保安講習会（伊那市、伊那技術形成センター）

受講者：81名

講師：長野県産業労働部産業技術課殿、日酸TANAKA(株)殿

※別紙②P13~P14アンケート結果

令和5年10月 高圧ガス容器全国一斉特別回収運動（36事業所）

放置容器本数：16本 所有者不明容器本数：26本

長期停滞容器本数：910本

CE保安講習会へ協賛（長野県一般高圧ガス保安協会主催）

令和5年11月11日 受講者：80名（松本市、浅間温泉文化センター）

令和5年11月12日 受講者：49名（長野市、長野市生涯学習センター）

令和6年11月29日 医療ガス安全講習会（長野県）へ協力（安曇野スイス村「サンモリッツ」）

（一般社団法人日本産業・医療ガス協会 関東地域本部 長野県支部主催）

長野県高圧ガス容器管理指針120部を配布

令和5年11月 高圧ガス運送車両に対する指導取締（路上点検）

～ 令和6年3月 点検台数37台、法令違反台数4台（県外1台）、違反件数5件

※別紙③P15~16

※例年11月に実施されておりましたが、令和5年度より全国一律に実施

期間を定めるのではなく、関係機関が更に連携し、地域の実情に応じて実施してまいることになりました。

(3) その他事業

令和5年11月18日 一般社団法人 長野県溶接協会創立70周年記念式典

（長野市、ホテルメトロポリタン長野）

通年 全溶連発行保安関係文書の配布

①周知文書：1,832部（溶接溶断用：1,671部 燃料液石用：161部）

②その他保安講習テキスト、イエローカード、保安台帳、消費先点検表等

ホームページ開設についての打ち合わせ（県内高圧ガス関係3団体）

令和5年度収支決算書について

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入総額 2,594,832 円
 支出総額 1,843,318 円
 差 引 751,514 円 (次期繰越金)

収入の部

単位：円

科目	予算	実績	差異	摘要
会費収入	1,272,000	1,272,000	0	正：34社×36,000 賛助：2社×24,000
事務費還付	350,000	57,589	△ 292,411	
共済制度配当	20,000	4,200	△ 15,800	
文書収入	60,000	36,800	△ 23,200	
消費者講習	150,000	243,000	93,000	受講者：81名
雑収入	1,000	8	△ 992	預金利息
前期繰越金	981,235	981,235	0	
(合計)	2,834,235	2,594,832	△ 239,403	

支出の部

単位：円

科目	予算	実績	差異	摘要
会議費	300,000	290,563	△ 9,437	理事会、総会
賦課金	605,000	592,880	△ 12,120	全溶連、KHK、団体協議会等
大会費	100,000	78,000	△ 22,000	全溶連大会、産業大会
旅費交通費	150,000	95,000	△ 55,000	
事務委託費	120,000	120,000	0	
共済制度配当	20,000	4,200	△ 15,800	
文書事業費	200,000	114,259	△ 85,741	
保安事業費	50,000	38,785	△ 11,215	講習会場費、材料費
容器振替費	0	0	0	関東高圧ガス容器管理委員会
活動費	150,000	130,011	△ 19,989	通信費、事務用品費等
慶弔費	30,000	0	△ 30,000	
雑費	10,000	4,620	△ 5,380	手数料
広告宣伝費	0	100,000	100,000	長野県溶接協会創立70周年記念
H P 製作費	360,000	275,000	△ 85,000	
予備費	739,235	751,514	12,279	
(合計)	2,834,235	2,594,832	△ 239,403	

監 査 報 告 書

長野県高圧ガス協会の令和5年4月1日から令和6年3月31日
までの令和5年度における決算報告の内容について会計の諸帳簿
並びに会計書類を精査したところ、その処理は適法且つ正確であ
ることを確認しましたので、報告いたします。

令和6年4月10日

岡谷酸素株式会社 営業本部

監査理事

㊞

株式会社宮原酸素

監査理事

㊞

(第2号議案)

会費徴収基準について

(1) 会費規定

正 会 員	36,000円
賛 助 会 員	24,000円

加入会員の会費基準は理事会にて決定する。

上期入会=全額 下期入会=半額

(2) 納入期限

令和6年6月28日(金)

(3) 送金先

銀行支店名：八十二銀行 長野南支店

口座番号：普通預金 172296

口座名：長野県高圧ガス協会

(4) 請求書を発行する。

(第3号議案)

令和6年度事業計画(案)について

(1) 会務運営方針

- ・ 県内他団体との連絡調整を図り保安啓蒙に当たる。
- ・ 上部団体との連携により情報の収集に努める。

(2) 会議、関係団体

令和6年4月10日 長野県高圧ガス協会理事会(松本市、ホテルモンターニュ松本)

令和6年5月21日 長野県高圧ガス協会総会(長野市、ホテルメトロポリタン長野)

令和6年6月7日 第81回全溶連総会(大阪、大阪ガーデンパレス) 予定

令和6年11月14日 第42回長野県高圧ガス産業大会(長野市、ホテルメトロポリタン長野) 予定

随時 長野県高圧ガス団体協議会
総会、団体長会議、事務局長会議(長野市)
長野県 産業労働部 産業技術課
高圧ガス関連全般の他、高圧ガス運送車両に対する点検指導、
高圧ガス消費者保安講習会の後援及び講師等
長野県 農政部 園芸畜産課 家畜防疫対策室
特定家畜伝染病防疫体制連絡会議等

(3) 保安事業

令和6年10月 高圧ガス容器全国一斉特別回収運動

時期未定 高圧ガス消費者保安講習会(中信地区にて予定)
〃 保安講習会 LGC(可搬式超低温容器)の取扱いについて(場所未定)

通年 高圧ガス運送車両に対する指導取締(路上点検)

(4) その他事業

自主保安活動の推進について

- ・ 全溶連発行保安関係文書配布(周知文書100部相当=合計3,500円/1事業所は無償配布、それ以上は有償。紙代等の値上げにより周知文書の他全てで約2割UPとなりました。)

ホームページの管理

令和6年度収支予算書（案）について

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

収入総額	2,299,514 円
支出総額	2,299,514 円
差引	0 円

収入の部

単位：円

項目	前年度予算	予算	増減	摘要
会費収入	1,272,000	1,272,000	0	正：34社×36,000 賛助：2社×24,000
事務費還付	350,000	60,000	△ 290,000	
共済制度配当	20,000	5,000	△ 15,000	
文書収入	60,000	60,000	0	
消費者講習	150,000	150,000	0	50名×3,000
雑収入	1,000	1,000	0	
前期繰越金	981,235	751,514	△ 229,721	
（合計）	2,834,235	2,299,514	△ 534,721	

支出の部

単位：円

科目	前年度予算	予算	増減	摘要
会議費	300,000	300,000	0	
賦課金	605,000	605,000	0	全溶連、KHK、県団体協、県地防協等
総会・大会費	100,000	50,000	△ 50,000	全溶連、産業大会
旅費交通費	150,000	90,000	△ 60,000	
事務委託費	120,000	120,000	0	
共済制度配当	20,000	5,000	△ 15,000	
文書事業費	200,000	200,000	0	
保安事業費	50,000	130,000	80,000	講習会費用
容器振替費	0	0	0	関東高圧ガス容器管理委員会
活動費	150,000	150,000	0	
慶弔費	30,000	30,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	手数料等
HP製作費	360,000	75,000	△ 285,000	HP維持管理費
予備費	739,235	534,514	△ 204,721	次期繰越金
（合計）	2,834,235	2,299,514	△ 534,721	

(第5号議案)

令和5年度事業報告及び収支決算書について

関東高圧ガス容器管理委員会
長野県支部

(1) 一般事項

令和5年5月17日 関東高圧ガス容器管理委員長長野県支部総会

(長野市、ホテルメトロポリタン長野)

令和5年7月13日 関東高圧ガス容器管理委員会通常総会

(東京、TKP銀座ビジネスセンター)

令和5年10月 高圧ガス容器全国一斉特別回収運動 (36事業所)

放置容器本数：16本

所有者不明容器本数：26本

長期停滞容器本数：910本

(長期停滞容器の内訳)

酸素	270本
アセチレン	183本
炭酸ガス	108本
アルゴン	82本
窒素	66本
他	201本

(2) 収支決算報告

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	実績	摘要	科目	実績	摘要
容器処理収入	0		容器処理費	0	
容器処理補助費	0		旅費交通費	18,000	
事務費還付	70,836		事務委託費	13,000	
雑収入	10	預金利息	振込手数料	0	
会費(振替)	0		事務経費	0	
前期繰越金	1,079,710		予備費	1,119,556	次期繰越金
(合計)	1,150,556		(合計)	1,150,556	

報告事項

(1) ホームページについて

- ①会員名簿の掲載（事業所名、住所、電話番号、容器所有者打刻、代表者は不掲載）
- ②各種容器処理費 概算価格表の掲載

(2) 特定家畜伝染病発生時緊急連絡網について

- ・炭酸ガスメーカーとして、下記の通り、登録変更の申し入れあり。
日本液炭(株)関東支社 ⇒ 上毛天然瓦斯工業(株)北関東事業所

※上毛天然瓦斯工業(株)について

- ・日本液炭(株)のグループ会社である。
- ・高圧ガス保安協会、日本産業・医療ガス協会、全溶連等へも所属。
- ・昨年、今年と群馬県にて発生した高病原性鳥インフルエンザ発生を受け対応。
- ・群馬県内での発生時、防疫作業に協力しており、また常に炭酸ガスの充填容器をストックするなど経験値も高い。
- ・長野市内からは約100kmの距離にあり、所要時間は約1.5H（高速道路）となる。

(3) 産業・医療ガスに係わる労働安全衛生法関連の化学物質規制対応について

※別添

(4) 長野県知事表彰について

- ・第42回長野県高圧ガス産業大会（令和6年11月14日）にて業界に功績を挙げられた方々へ表彰を行います。
- ・当協会の推薦枠1名（1回／3年）あり。推薦書類の提出期限は8月末予定。
- ・表彰予定数は長野県高圧ガス団体協議会会員で12件以内。

(5) 高圧ガス保安協会会長表彰について

- ・第61回高圧ガス保安全国大会（令和6年10月25日）にて業界に功績を挙げられた方々へ表彰を行います。
- ・表彰等候補者の推薦依頼あり。推薦書類の提出期限は7月末。

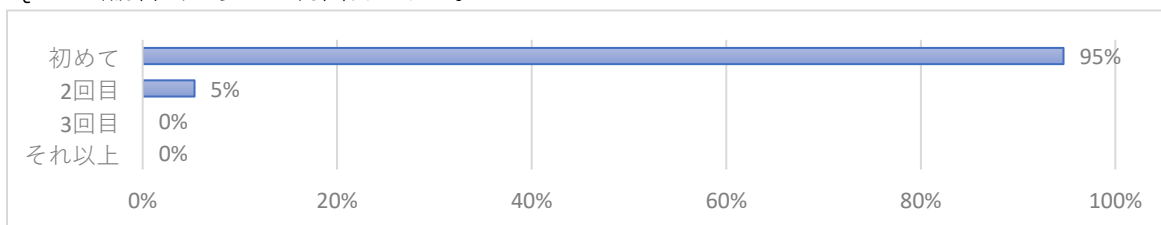
開催日時：令和5年10月24日（火）

長野県高圧ガス協会

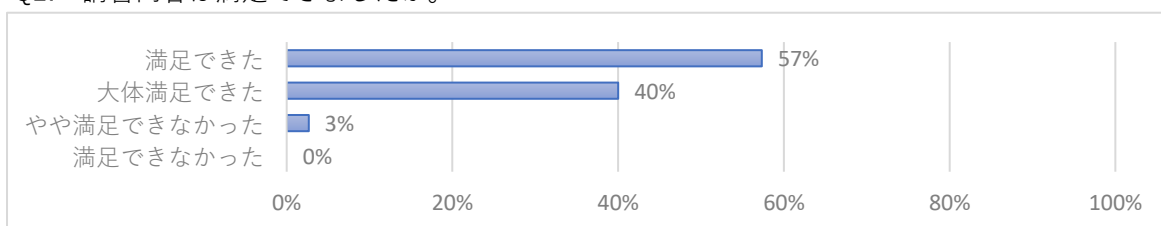
開催場所：伊那技術形成センター（伊那市）

受講者数：81名（アンケート回答：75名）

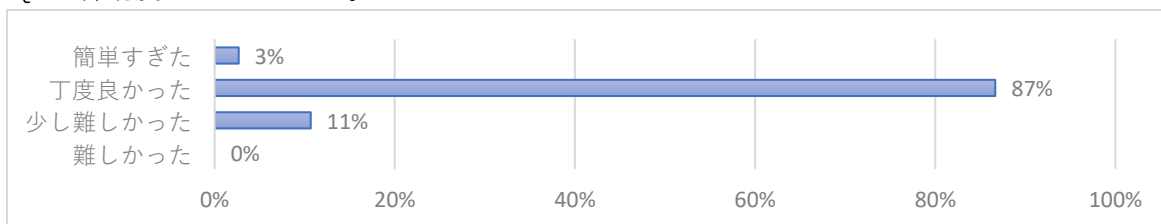
Q1: 当講習会の参加は何回目ですか。



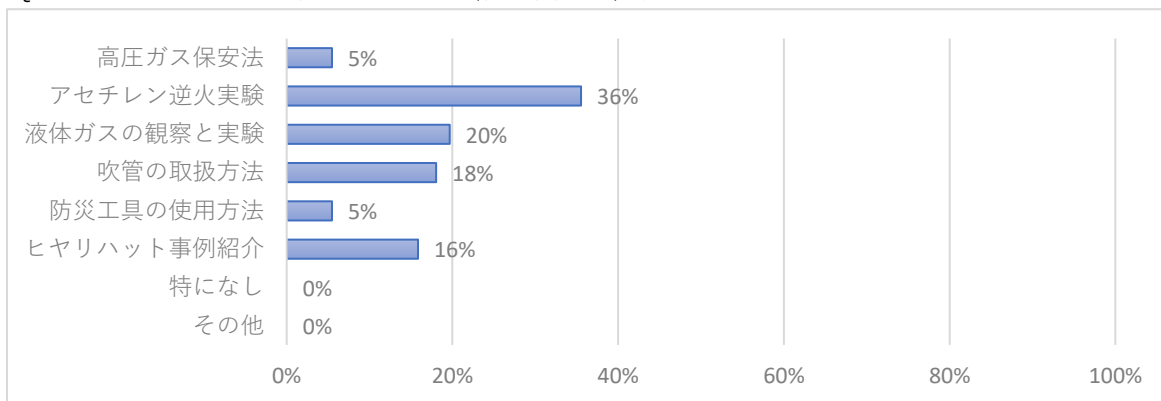
Q2: 講習内容は満足できましたか。



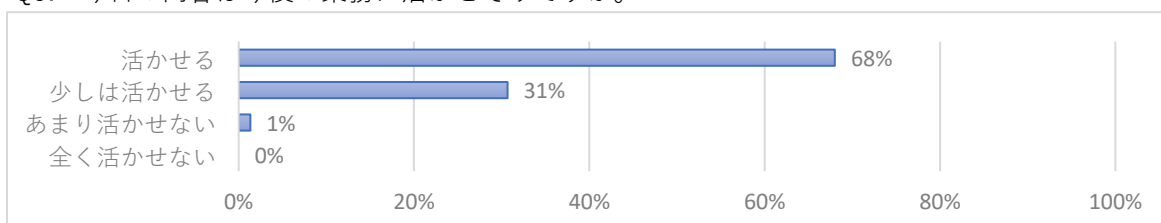
Q3: 難易度はどうでしたか。



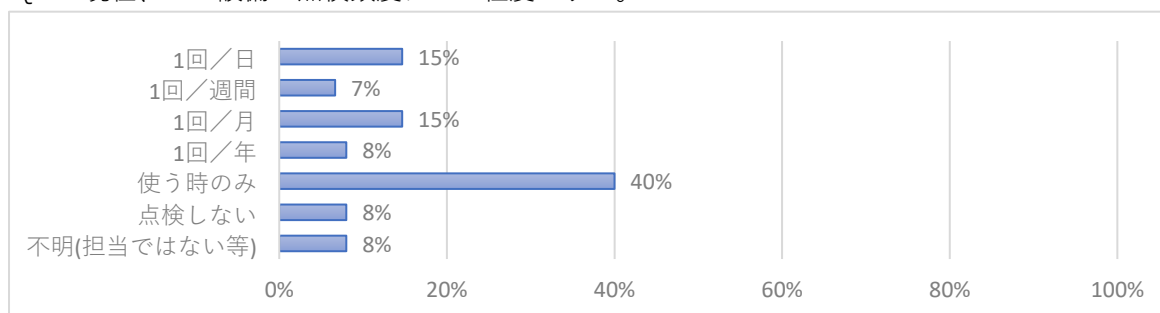
Q4: 関心の持たれた講習は何ですか（複数回答可）。



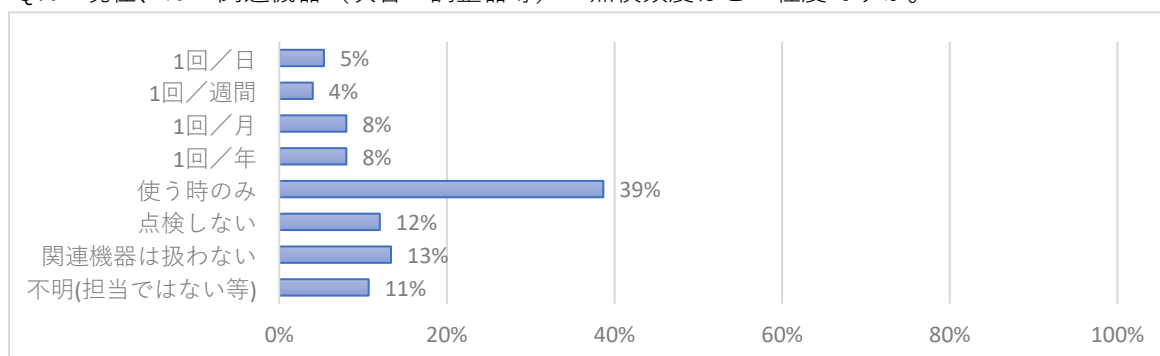
Q5: 今日の内容は今後の業務に活かせそうですか。



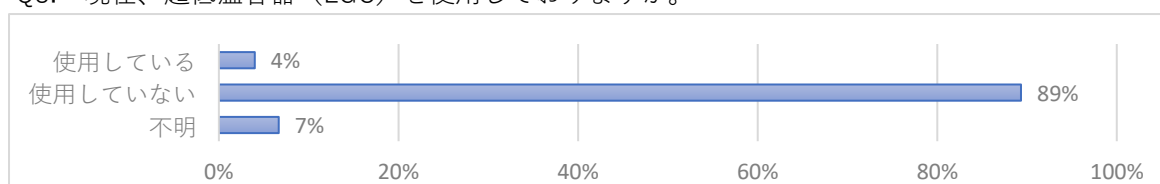
Q6: 現在、ガス設備の点検頻度はどの程度ですか。



Q7: 現在、ガス関連機器（吹管・調整器等）の点検頻度はどの程度ですか。



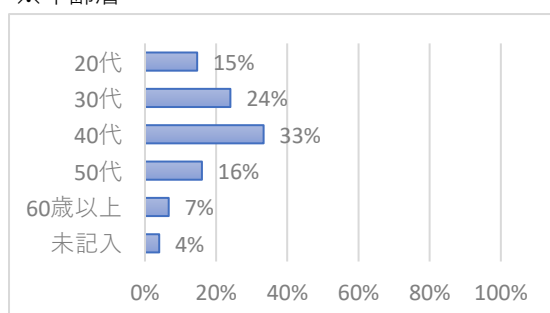
Q8: 現在、超低温容器（LGC）を使用しておりますか。



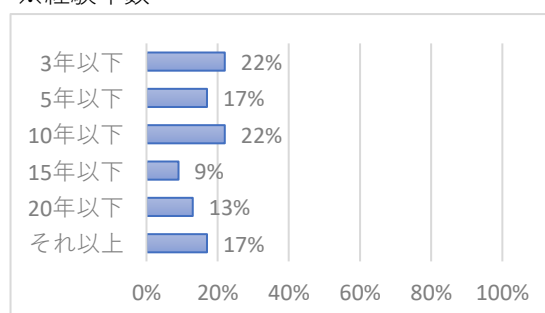
Q9: 自由記述（取り上げて欲しい内容、改善事項など） ※7名より原文のまま

- ・当社で使用しているのは窒素ガスで可燃性ではないので安心していましたが、酸欠などの危険があることがわかりました。
- ・新社員の教育に取り上げたい。
- ・逆火事故等起こさないよう日々の点検等をして安全に作業していきたいと思いました。
- ・法改正があった際はクローズアップして内容の説明をしてほしい。
- ・吹管取扱方法を教育資料で使用したいので、数値表記もしてほしい。
- ・こういうセミナーはとても参考になったのですが、ボンベを持ってきてくれる時など、基本的なところも含めて、もっとアドバイスが欲しい。
- ・テキストの誤字脱字、内容の誤りが気になった。

※年齢層



※経験年数



令和5年度高圧ガス運送車両に対する点検実施結果

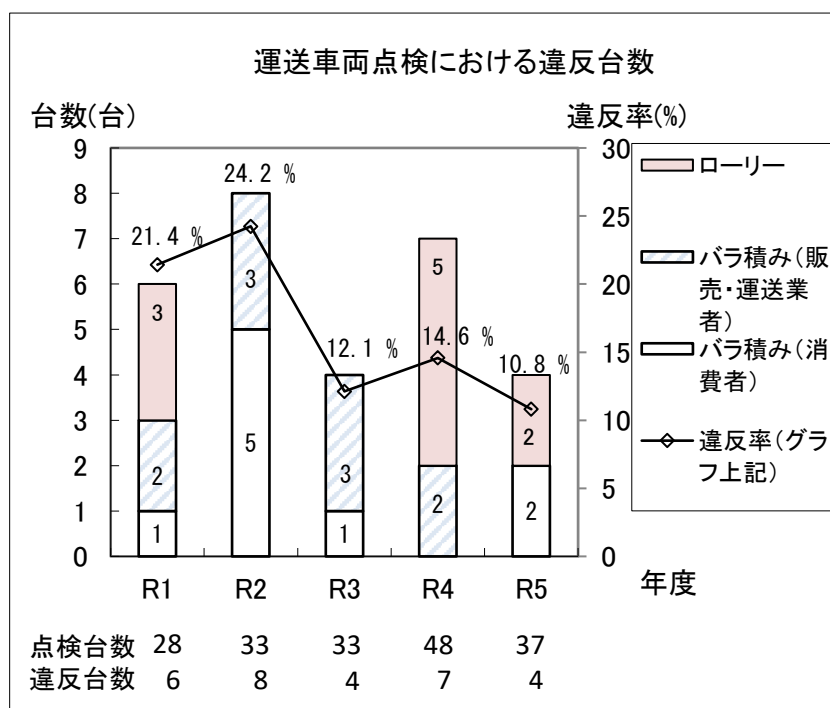
長野県産業労働部産業技術課

1 点検の実施方法

令和5年11月から令和6年3月まで、長野県警察本部が行う「危険物運搬車両に対する指導取締り」に協力し、県内各警察署と連携の上、高圧ガス運送車両に係る法令遵守状況の点検を実施した。

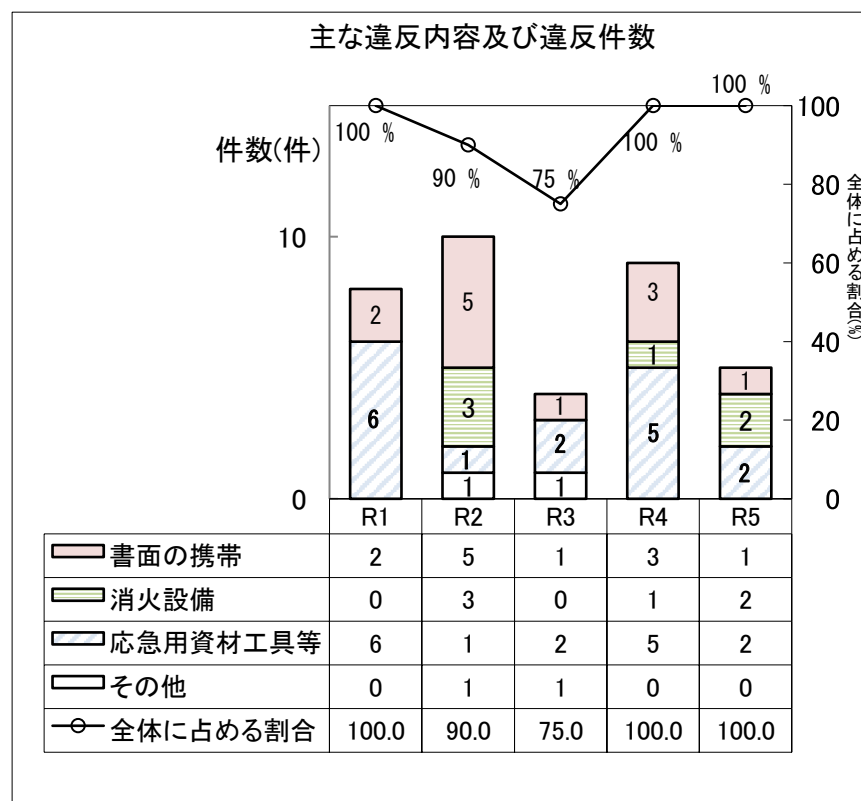
2 令和5年度の運送車両点検結果

- ・点検台数 (A) : 37台
(対前年: 11台減)
- ・法令違反台数 (B) : 4台
(対前年: 3台減)
- ・違反車両比率(B/A×100): 10.8%
(前年比: 3.8ポイント減)
- ・違反車両台数は減少し、比率も前年比で減少した。
- ・バラ積み(販売・運送業等)よる違反は例年2件以上である一方R5年度は0件だった。



3 法令違反内容

- ・違反件数: 5件
(対前年: 4件減)
- ・「書面の携帯」「消火設備」「応急用資材工具等」の全体に占める割合が100%となった。



4 今後の対応策について

- ・高圧ガス運送に関する**従業員の保安教育を徹底**する。
- ・高圧ガス運送前に必ず**車両点検**を実施する。
※特に違反が多い事項については重点的に点検を実施する。
- ・高圧ガス販売事業者は、**消費者に販売する際は、高圧ガス運搬基準の周知に努める**。

※「全体に占める割合」は、「書面の携帯」「消火設備」「応急用資材工具等」の合計件数を全件数で割ったもの。

令和5年度高圧ガス運送車両に対する点検実施結果集計

1 点検実施状況

点検実施箇所	実施日

実施日数	13
実施回数	13
延べ日数	13

2 点検台数

	タンクローリー台数	バラ積車両台数		合計
		販売・運送業者	消費者	
一般高圧ガス	0	8	2	10
LPガス	15	9	3	27
合計(台)	15	17	5	37

3 違反車両に対する処置

処置内容	タンクローリー台数	バラ積車両台数		合計
		販売・運送業者	消費者	
口頭注意	2	0	1	3
文書注意(指示書交付)	0	0	1	1
始末書徴収	0	0	0	0
告発又は検挙	0	0	0	0
合計(台)	2	0	2	4

(内県外台数 1)

4 違反車両の違反事項別総件数

区分	件数											
	違反件数				違反件数				合計			
	タンクローリー				バラ積車両				合計			
	口頭	文書	始末	告発	口頭	文書	始末	告発	口頭	文書	始末	告発
警戒標	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の塗色	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バルブ開閉方向及び状態の表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の衝撃防止、バルブ損傷防止措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消火設備	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0
応急用資材工具等	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
固定式プロテクター又はキャップ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器の措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保護具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動監視者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
応援要請のための事前措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交替運転者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書面の携帯	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	2	0	0	0	1	2	0	0	3	2	0	0

注1) 2、3は1台につき複数の違反があっても1台として台数を記入

注2) 違反の程度は次のとおり

口頭注意：ロープの緩み等、措置が不完全であるがその場で改善できる程度の違反
 文書注意：指示書を交付した上で後日改善報告を求める程度の違反
 始末書：告発又は検挙には至らないが重大な違反であり、経営者に出頭を求め、
 始末書を徴し改善させる必要のある程度の違反

長野県高圧ガス協会 会則

第1条 名称

本会は長野県高圧ガス協会と称する。

第2条 目的

本会は会員相互の連携のもとに、自主保安の徹底を期し、もって保安行政に寄与すると共に、長野県内の一般高圧ガスの需給の安定と業界の健全な発展を目的とする。

第3条 事務所

- 1 本会の事務所は、長野市に置く。
- 2 日常業務を執行するため、会長の指名する事務局長を置く。

第4条 事業

本会はその目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 製造・販売の設備及びガス容器等による事故の絶滅。
- ② ユーザーに対する保安意識の高揚・啓蒙。
- ③ 市場動向の把握、新需要の調査と対処。
- ④ 関係する行政及び団体との協力・協調。
- ⑤ 業界としての地位の向上・広報。
- ⑥ 会員の親睦・研修。

第5条 会員

- 1 本会は正会員及び賛助会員をもって組織し、事業所単位で構成する。
- 2 正会員とは、第2条の趣旨に賛同する県下の一般高圧ガスの事業を行う事業所をいう。
- 3 賛助会員とは、第2条の趣旨に賛同する県内の個人及び県外業者をいう。

第6条 役員等

- 1 本会には次の役員を置く。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 理事 複数名
- 2 本会に監查理事若干名を置く。

第7条 役員等の職務

役員等の職務は次のとおりとする。

- ① 会長 本会を代表しその会務を統括する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故有る時はその職務を代行する。
- ③ 理事 本会の運営を協議し、業務を執行する。
- ④ 監查理事 会計の執行について監査を行う。

第8条 役員等の選出

- 1 理事は総会において、正会員の中から選任する。
- 2 会長・副会長は理事の互選による。
- 3 監查理事は理事の中から会長が指名する。

第9条 役員等の任期

- 1 役員等の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
- 2 役員等に欠員が生じた時は、補欠選挙を行うものとする。
但し総会において会務の執行に支障が無いと認めたときはこの限りで無い。
- 3 補欠で就任した役員等の任期は、前任者の残余期間とする。

第10条 顧問

- 1 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は会長が理事に諮り、これを委嘱する。
顧問の任期は、役員等の任期を準用する。
- 3 顧問は本会運営上の重要事項につき会長の諮問に応ずる。

第11条 会議

- 1 本会の会議は次のとおりとする。
 - ① 総会
 - ② 例会
 - ③ 理事会
- 2 会議の決定は、委任状を含め正会員の2/3以上の賛成を以て了承とする。

第12条 総会

- 1 総会は定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎年5月までに開催し、臨時総会は必要に応じ随時開催する。
- 3 総会は会長が招集して、その議長となる。
- 4 総会は次の事項を協議決定する。
 - ① 会員の入会及び退会
 - ② 会則の改廃
 - ③ 役員等の任免
 - ④ 会務報告及び収支決算の承認
 - ⑤ その他本会の存続上重要な事項

第13条 例会

- 1 例会は適時、開催する。
- 2 例会は会長が招集して、その議長となる。
- 3 例会は次の事項を協議決定する。
 - ① 需給安定の方策と立案及び推進に関する事項。
 - ② 保安確保の対策と立案に関する事項。
 - ③ その他本会の目的達成のために必要な事項。

第14条 理事会

- 1 理事会は随時開催する。
- 2 理事会は本会の運営等重要な問題に関する諸事項を協議決定する。

第15条 支部・部会

- 1 本会に4つの支部を設ける。

- 2 部会は会長の諮問により設置する。

第16条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終了する。

第17条 会計

- 1 本会の運営に必要な経費は、会員の納入する会費をもって支弁する。
- 2 会計は、当協会の事務局が執行する。
- 3 会計監査は監査理事が行う。

第18条 会費

- 1 会員は、会費基準の定めにより会費を納入するものとする。
- 2 既納分の会費はいかなる場合においても返還しない。

第19条 物故規定

本会を運営するに当たり、会長が必要と認めた場合は必要な費用を支弁出来る。

第20条 付則 この会則は昭和47年3月17日から実施する。

- 一部改訂を昭和61年4月26日から実施する。
- 一部改訂を平成6年4月22日から実施する。(顧問追加)
- 一部改訂を平成6年9月19日から実施する。(2/3条項)
- 一部改訂を平成7年4月20日から実施する。(会費規定)
- 一部改訂を平成7年10月04日から実施する。(支部・部会)
- 一部改訂を平成9年4月23日から実施する。(会費規定)
- 一部改訂を平成9年10月29日から実施する。(物故規定)
- 一部改訂を平成14年5月08日より実施する。(会員・会費規定)
- 一部改訂を平成17年5月27日より実施する。(会計・監査規定)
- 一部改訂を平成23年5月16日より実施する。(目的変更)
- 一部改訂を平成25年5月14日より実施する。(総会例会・部会)
- 一部改訂を平成28年5月10日より実施する。(会計監査理事)

関東高圧ガス容器管理委員会長野県支部 規約

第1条 名称

本会は、関東高圧ガス容器管理委員会長野県支部と称する。

第2条 事務所

本会の事務所は次に置く。

宮原酸素(株)長野営業所 〒381-0024 長野市大字南長池 197-1

TEL 026-243-6751 FAX 026-243-8141

第3条 目的

本会は、関東高圧ガス容器管理委員会の下部組織として長野県内における業務を円滑に実施し、もって放置容器による災害を防止し、公共の安全の維持、確保を図る事を目的とする。

管理対象となる容器は、液化石油ガス容器以外の高圧ガス容器とする。

第4条 容器置き場

回収した放置容器を保管するための容器置き場を、次のとおり設定する。

地区	事業所名	所在地（連絡先）
北信地区	岡谷酸素(株) 長野営業所	〒381-8560 長野市中越 1-1-1 TEL 0262-51-0301 FAX 026-251-0330
東信地区	宮原酸素(株)	〒389-0518 東御市本海野 1708 TEL 0268-62-0888 FAX 0268-64-3964
中信地区	サンリン(株) 穂高支店	〒399-8305 安曇野市穂高牧 176-9 TEL 0263-83-3409 FAX 0263-83-4915
南信地区	岡谷酸素(株) 伊那営業所	〒396-0111 伊那市美篤 7302-1 TEL 0265-77-1031 FAX 0265-77-1022

第5条 業務

本会は次の業務を行う。

- 1 放置容器の発生防止活動
- 2 放置容器の回収、保管、及び所有者への返還。
- 3 所有者への返還不能、その他不適法容器の処分。
- 4 所有者不明放置容器に係わる遺失物届け出及び当該届け出容器が一定期間経過後も所有者が判明しない場合における当該容器の処分。
- 5 関連行政機関等との連絡。
- 6 その他目的達成のための必要な業務。

第6条 会員

本会の会員の資格は次による。

- 1 高圧ガスの製造業者又は販売業者。
- 2 高圧ガスの製造業者又は販売業者をもって構成する団体。
- 3 高圧ガス容器の処理事業を行う団体。

- 4 高圧ガス容器の所有者。

第7条 役員・総会

- 1 本会に次の役員を置く。
支部長 1名 副支部長 1名 運営委員 4名 監事 1名
役員は総会において会員中より選任し、任期は2年とする。
- 2 総会は毎年4月に開催し、重要事項を決定する。
- 3 運営委員会は必要の都度開催し、業務の執行にあたる。

第8条 経費

業務に必要な経費は次の各項による収入を充当する。

- 1 関東高圧ガス容器管理委員会からの交付金。
- 2 回収した放置容器の所有者から徴集する、当該容器の回収・保管及び調査、連絡等に要した手数料（以下回収手数料という）。
但し回収手数料は協会への所有容器登録者と非登録者とでは格差を設ける。
- 3 屑化処分した容器の売得金。
- 4 寄付金

第9条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条 細則

本会の業務遂行上必要な細則は、総会の決議を経て別に定める。

第11条 施行

本規約は 昭和61年3月20日より施行する。
一部改訂を平成 6年4月22日より実施する。
一部改訂を平成22年10月より実施する。（住所・支店名等）
一部改訂を平成29年4月より実施する。（住所・支店名等）
一部改訂を令和 元年12月より実施する。（住所・支店名等）